

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成18年10月26日京都市条例第18号）（都市計画局都市景観部開発指導課）

次のとおり、宅地造成等規制法（以下「法」といいます。）の規定に基づく変更許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手 数 料 （ 1 件 に つ き ）
<p>法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下「造成工事」といいます。）の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。</p> <p>ア 造成工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、造成工事の区域（以下「造成区域」といいます。）の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成区域の面積、造成区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の造成区域の面積）に応じた法第8条第1項本文の規定に基づく造成工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の造成区域への編入に係る造成工事の計画の変更については、新たに編入される造成区域の面積に応じた法第8条第1項本文の規定に基づく造成工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>

この条例は、平成18年10月26日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年10月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第18号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第1項」を「(別表第2において「法」という。)」に、「宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査」を「事務」に、「別表第2」を「同表」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

種 別		切土又は盛土をする土地の面積	手数料 (1件につき)
(1)	法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事(以下「造成工事」という。)の許可の申請に対する審査	500平方メートル以下のもの	12,000 ^円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	21,000
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	31,000
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	47,000
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	67,000

		10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以下の もの	110,000
		20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以下の もの	170,000
		40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以下の もの	250,000
		70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以下 のもの	340,000
		100,000平方メートルを超 えるもの	420,000
(2)	法第12条 第1項本文 の規定に基 づく造成工 事の計画の 変更許可の 申請に対す る審査		次に掲げる額を合 算した額。ただし、 その額が420, 000円を超える ときは、420, 000円とする。 ア 造成工事の設 計の変更（イの みに該当する場 合を除く。）に

については、造成
工事の区域（以
下「造成区域」
という。）の面
積（イに規定す
る変更を伴う場
合にあっては変
更前の造成区域
の面積、造成区
域の縮小を伴う
場合にあっては
縮小後の造成区
域の面積）に応
じ（１）の項に
規定する額に 1
0 分の 1 を乗じ
て得た額

イ 新たな土地の
造成区域への編
入に係る造成工
事の計画の変更
については、新
たに編入される
造成区域の面積

			に 応 じ (1) の 項 に 規 定 す る 額 ウ そ の 他 の 変 更 に つ い て は 、 1 0 、 0 0 0 円
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)